

# 年分 収支計算書（農業所得用）

## 自分で所得金額を計算してみましょう。

上部の申告年の記載がない場合は、申告受付年月日の前年分の申告として取り扱います。  
(例) 令和8年3月5日申告受付の場合、令和7年分の申告として取り扱います。

年 月 日提出

(自 月 日) 至 (月 日)

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)	
収入金額	販売金額 ①			修繕費 ⑪			
	家事消費金額 ②			動力光熱費 ⑫			
	事業消費 ③			作業用衣料費 ⑬			
	小計 ④ (①+②+③)			農業共済掛金 ⑭			
	農産物の棚卸高 期首 ⑤			荷造運賃手数料 ⑮			
	棚卸高 期末 ⑥			土地改良費 ⑯			
	計 ⑦ (④-⑤+⑥)			各種負担金 ⑰			
	雇人費 ⑧			⑯			
	小作料・賃借料 ⑨			⑰			
	減価償却費 ⑩			⑯			
経費	貸倒金 ⑪			⑯			
	利子割引料 ⑫			⑯			
	租税公課 ⑬			⑯			
	種苗費 ⑭			農産物以外の棚卸高 期首 ⑮			
	畜産費 ⑯			⑯			
	肥料費 ⑰			⑯			
	飼料費 ⑱			⑯			
	農具費 ⑲			⑯			
	農薬衛生費 ⑳			⑯			
	諸材料費 ㉑			⑯			

※裏面にも記載する欄がありますので、注意して下さい。

キリトリ

住 所			
氏 名			
世 帯 主 名		自宅 電話番号	—
業 種		農園名	

「事業所得、不動産所得、山林所得を有する方が確定申告書を提出する場合には「収支計算書」を添付するよう定められています。」

### ○雇人費（作業委託料を含む）の内訳（合計額を左の⑧欄へ）※給与支払報告書も提出して下さい。

住所・氏名又は作業名	日 数	現 金	合 計	源泉徴収税額
		現 物		
	延 日	円	円	円
その他（人分）				
計			⑧	

### ○小作料・賃借料の内訳（合計額を左の⑨欄へ）

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小作料・賃借料等の別	面積・数量	支 払 額
		a kg	円
計			⑨

### ○事業専従者の氏名等

○動力光熱費内訳（合計額の⑩を左の⑩欄へ）		
種 目	支 払 額 × 事業割合 (%)	= 経費算入額
電気料	円 × %	円
水道料	円 × %	円
灯油代	円 × %	円
軽油代	円 × %	円
ガソリン代	円 × %	円
合 計	⑩	円

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
(歳)		
合 計	⑩	延～従事月数

### 専従者控除

生計を一にする親族のうちで、1年のうち6か月を超える期間を申告者の営む事業に専ら従事している人（15歳未満の人や配偶者控除、扶養控除を受ける人は除かれます。）があれば、その専従者1人につき、次の①と②のいずれか少ない金額を控除することができます。

①配偶者 860,000円、配偶者以外 500,000円

②（専従者控除前の所得金額⑯）÷（専従者数+1）

〈例〉専従者控除前の所得金額⑯……2,250,000円

専従者……配偶者、長男

2,250,000

3 = 750,000

配偶者 750,000円、長男 500,000円 計 1,250,000円

### 注1 土地の地代、固定資産税、自動車税などのうち農業に関連しない部分に対応する費用は必要経費になりません。

※固定資産税については、その年の「固定資産税（土地・家屋）課税明細書」を持参して下さい。

（例）令和7年分の申告であれば、令和7年度固定資産税（土地・家屋）課税明細書が必要になります。

### 注2 水道料・電気料・衣料費等のうち家事用の費用は必要経費になります。

#### 経費にならないもの

##### 【家事上の費用について】

①衣料費や食費などの家事上の費用

②農業用建物兼住宅について支払った賃借料、固定資産税、修繕費

のうち住宅部分に対する費用

③水道料や電気料、燃料費などのうちで含まれている家事分の費用

※家事関連費用のうちで、家事分と事業分との区分は使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。

### 【生計を一にする親族に支払った雇人費、小作料・賃借料について】

生計を一にする配偶者やその他親族が納税者の経営する事業に従事している場合に支払う雇人費や、生計を一にするこれらの親族から土地・家屋を借りている場合に支払う小作料・賃借料などは必要経費に算入されません。

収支計算書の該当する箇所にそれぞれ記入して下さい。  
なお特殊な経費がある場合には空欄となっている箇所に経費科目を設け記入して下さい。

収支計算書の書きかた	
収入金額（裏面内訳の金額）	

種苗費	種もみ、苗類、種いも、培土などの購入費用
畜産費	子牛、子豚、ひな等の取得費及び種付け
貸倒金	売掛金などの貸倒損失の金額
肥料費	肥料、たい肥の購入費用
飼料費	飼料の購入費用
農具費	使用可能期間が1年未満や10万円未満の農機具の購入費用
農薬衛生費	農薬の購入費用や共同防除費
諸材料費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金、支柱、マルチなどの諸材料の費用
修繕費	農機具、農業用自動車、建物・施設などの修理に要した費用（車検代含む） ※資産の価値を上げる場合は減価償却費になります。
動力光熱費	農業に使用した電気料、水道料、ガス代、灯油や軽油、ガソリン代などの燃料費（注2）
作業用衣料費	農作業に必要な衣類、長靴、手袋等（注2）
農業共済掛金	水稻・果樹・畜産等の共済掛金、農業に関連する建物等の火災保険料、自動車の損害保険料 (満期返戻金のある長期損害保険は、積立保険料に相当する部分の金額は、必要経費になります。)
荷造運賃手数料	ダンボール代などの出荷の際の包装費用、農協及び市場に支払う運賃や出荷手数料 ※手数料を差し引いて収入金額を計上している場合は、再度経費にみることはできません。
土地改良費	土地改良事業の費用や客土費用 ※10a当り10,000円以上の賦課金の場合には、経費に算入できない部分があります。
各種負担金	加工米とも補償に係る拠出金、米需給調整・需給拡大基金に係る拠出金、転作互助制度に係る拠出金及び集荷円滑化対策に係る拠出金など
雜費	上記以外の費用で農業経営上の必要な費用
農産物以外の棚卸高	期首（1月1日）及び期末（12月31日）現在の未使用的肥料・農薬等の棚卸高を購入価額により計算して記入します。 ※毎年同程度の数量を翌年度へ繰り越す資材については棚卸しを省略することができます。
⑯のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける金額を記入して下さい。この場合、売却証明書、所得計算の明細書を申告書に添付して下さい。

### ○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 飼育頭羽数	販売金額	家事消費事業消費金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等	作付面積 飼育頭羽数	販売金額	家事消費事業消費金額	区 分 金額						
				期首		期末												
				数量	金額	数量	金額											
田畠	a	円	円	kg	円	kg	円	特殊施設	a	円	円	収入の内訳	米精算金					
													農作業受託金					
													共済受取金					
													水稻共済無事戻し金					
									③小計				中山間地域等交付金					
								畜産物その他	農産物計 (A+B)	耕作面積 a								
										頭羽								
									④小計									
⑤小計								合計 (A+B+C)		①	②		合計 ③					

### ○減価償却費の計算 (合計欄の⑩を前頁の⑩欄へ)

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率	⑤ 前年中 の償却 期間	⑥ 前年分の 普通償却費 (②×④×⑤)	⑦ 特別 償却費	⑧ 前年分の 償却費合計 (⑥+⑦)	⑨ 事業 専用 割合	⑩ 前年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨)	⑪ 未償却残高 (期末残高)	摘要	
															年	月
		年 月 ・	円	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円		
		・						月 12								
		・						月 12								
		・						月 12								
		・						月 12								
		・						月 12								
		・						月 12								
計													⑩			

## ○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名稱	取得・生産・定植等の年月日	① 前年からの繰越額	育成費用の明細					① 本年中に成熟したものの取得価額	② 翌年への繰越額(①+③-④)	④、⑤の欄の金額の計算方法
			② 本年中の種苗費、種付料、畜産費	③ 本年中の肥料、農薬等の投下費用	④ 小計(②+③)	⑤ 育成中の果樹等から生じた収入金額	⑥ 本年中に取得価額に加算する金額(④-⑤)			
			円	円	円	円	円	円	円	
計					⑦					

### ◎本年中における特殊事情

滅紅樓夢

事業用資産は、毎年使用することによって価値が減少していきますので、その減少した分を必要経費としたものが減価償却費です。使用可能期間が1年以上で取得価額が10万円以上の事業用資産を取得するために支払った費用は、全額そのまま必要経費になるのではなく、耐用年数表を基として計算した減価償却費だけが必要経費になります。使用可能期間が1年未満かつ取得価額が10

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、通常の減価償却の計算か、一括償却資産として扱い取得価額の3割を減価償却額とするか、どちらか選択できます。

分の1ずつの金額を3年間にわたって必要経費にする方法を選択することができます。  
以上をまとめると次のとおりです。

通常の減価償却か一括償却資産として扱い取得価額の3分の1ずつの金額を3年間にわたって必要経費にする方法を選択することができます。

取得価額	建物・機械などの資産の購入代金、建築費などの(ほか引)取運賃、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用が含まれます。
償却の基礎になる金額	<p>次の式の金額を記入します。「<b>取得価額 - (取得価額×〇〇%)</b>」</p> <p>平成19年3月31日以前に取得した資産で、建物、機械等の一般的な資産</p> <p>……取得価額 - (取得価額×10%)</p> <p>平成19年4月1日以降に取得した資産、または一括償却資産の場合（3年均等償却）</p> <p>……取得価額と同じ金額</p> <p>その他……取得価額 - (取得価額×A%) ←上と始まりを揃える</p> <p>※Aの割合については（注3）参照</p>
償却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。届け出ていない人は、 <b>定額法</b> になります。
耐用年数・償却率	「主な減価償却資産の耐用年数表」や「減価償却資産の償却率表」を参照してください。
本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取扱しなどをした場合はその月を1か月として計算します。
事業専用割合	農業用に使用している割合を求めて記入します。
未償却残高(期末残高)	本年中に取得した資産の場合は、①の金額から①の金額を差し引いた金額を記入します。 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額-前年までの償却費の累積額」）から①の金額を差し引いた金額を記入してください。
摘要	<p>取得資産が中古である場合…その旨記載</p> <p>資産を本年中に譲渡や取扱しなどした場合…その月日、事由</p> <p>譲渡や取扱した資産で本年中の償却を省略した場合…その旨記載</p> <p>被災代替資産等の特別償却の特例を受ける場合…その特例名</p>

●主な減価償却資産の耐用年数表 (この表における種類のものは税務署又は市民税課にてお詫びください)

### ●主な減価償却資産の耐用年数

種類	細目	耐用年数
農業用設備	トラクター(歩行型、乗用型)	7年
	耕耘ん整地用機具 (プラウ、ロータリー、ハロー、代播機、鋤耕機、均平機、うねたて機)	
	防除用機具 (スピードスプレーヤ、散粉機、噴霧機、ミスト機、煙霧機、土壤消毒機)	
	穀類収穫調製用機具 (自脱型コンバイン、刈取機、稻わら收集機、わら処理カッター、その他のもの)	
	飼料作物収穫調製用機具	
	果樹、野菜又は花き収穫調製用機具	

### 注3 その他の償却の基礎となる金額割合…A

### 注3 その他の償却の基礎となる金額割合…A (平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合)

牛	馬
小運搬用使役用···40%	小運搬用使役用···20%
繁殖用の乳用牛···20%	繁殖用···20%
種付用の役肉用牛···20%	種付用···10%
種付用の乳用牛···10%	農業使用その他用···30%
農業使用その他用···50%	豚···30%
綿羊、やぎ···5%	果樹その他植物···5%

↑上と始まりを揃える  
※牛と馬について「取得価額×A%」の金額が10万円以上となる場合は、(取得価額-100,000円)となります

### ◎減価償却資産の償却率表(表八)

※平成19年4月1日に譲り受けた、たな卸資産の場合は本表を、平成19年3月31日に譲り受けたたな卸資産の場合は12月の譲り受け表にて下さい。

※平成19年4月1日以前に取扱した被災地の場合は定期賦課、平成19年3月31日以前に取扱した被災地の場合は定期賦課を参照して下さい								
耐用年数	定額法	旧定額法	耐用年数	定額法	旧定額法	耐用年数	定額法	旧定額法
2	0.500	0.500	17	0.059	0.058	32	0.032	0.032
3	0.334	0.333	18	0.056	0.055	33	0.031	0.031
4	0.250	0.250	19	0.053	0.052	34	0.030	0.030
5	0.200	0.200	20	0.050	0.050	35	0.029	0.029
6	0.167	0.166	21	0.048	0.048	36	0.028	0.028
7	0.143	0.142	22	0.046	0.046	37	0.028	0.027
8	0.125	0.125	23	0.044	0.044	38	0.027	0.027
9	0.112	0.111	24	0.042	0.042	39	0.026	0.026
10	0.100	0.100	25	0.040	0.040	40	0.025	0.025
11	0.091	0.090	26	0.039	0.039	41	0.025	0.025
12	0.084	0.083	27	0.038	0.037	42	0.024	0.024
13	0.077	0.076	28	0.036	0.036	43	0.024	0.024
14	0.072	0.071	29	0.035	0.035	44	0.023	0.023
15	0.067	0.066	30	0.034	0.034	45	0.023	0.023

Journal of Health Politics, Policy and Law

- 中古資産の耐用年数
  - 1 原則（合法的に見積もった耐用年数）
  - 2 簡便法
    - ①法定耐用年数の全部を経過した資産  
法定耐用年数×20% = 耐用年数
    - ②法定耐用年数の一部を経過した資産  
法定耐用年数 - (経過年数×80%) = 耐用年数
  - ※1 年未満の端数は切り捨て、年数が2年未満のとき

## ○減便機却費の記載例（令和3年分）

○減価償却資産の記載物(単位:万円)															
減価償却資産の名称 (継続資産を含む)	面積又は数量	取得年月	イ 取得価額	ロ 債却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	ハ 債却率	二 本年中の償却期間	ホ 本年分の普通償却費(ロ×ハ×二)	ヘ 特別償却費	ト 本年分の償却費合計(ホ+ヘ)	チ 事業専用割合	リ 本年分の必要経費算入額(ト×チ)	又 未償却残高(期末残高)	摘要
トラクター	1台	年月 R2・7	2,500,000円	2,499,999円	定額	7年	0.143	12月 12	357,500円	—	357,500円	100%	357,500円	533,750円	
乗用田植機	1台	R7・4	420,000	419,999	〃	7	0.143	9月 12	45,045	—	45,045	100	45,045	374,955	
石造建物 (農作用)	33.0㎡	H19・2	1,500,000	1,350,000	旧定額	34	0.030	12月 12	40,500	—	40,500	60	24,300	733,875	
軽トラック	1台	R4・9	1,100,000	1,099,999	定額	4	0.250	12月 12	275,000	—	275,000	100	275,000	183,333	
一括償却資産	—	R7・1	180,000	180,000	均等	—	1/3	一月 12	60,000	—	60,000	100	60,000	120,000	運搬車:18万円
計									778,045	—	778,045		761,845	1,945,913	

## 収支計算についてのお問い合わせは

北上市役所 財務部市民稅課 稅課係

(直通) 0197-72-8209